

人生あんしん事業についてのQ&A

1. 対象者について

Q.1 対象者の「支援できる親族がいない方」とはどのような場合ですか。

A.1 親族はいるが、遠方、疎遠、高齢等の理由で支援ができない場合を想定しています。

Q.2 高齢者施設に入所しています。申し込みできますか。

A.2 施設に入所されていても、契約内容を正しくご判断いただければ申し込み可能です。

Q.3 高齢者2人暮らしです。2人とも申し込みたいと思っておりますが、できますか。

A.3 どちらかが支援することが難しい状況であれば、可能です。ご相談ください。

Q.4 引渡人(利用者の死亡時に預託金の精算など必要な手続きを行う人)になってくれる親族がいません。そういった場合は契約できないのでしょうか。

A.4 引渡人がいない場合、公正証書遺言を作成し遺言執行人を決めていただければ契約が可能です。公正証書遺言の作成については、弁護士会や司法書士会を紹介しています。

2. サービスについて

Q.1 葬儀会社や納骨先などは契約者が自由に決められますか。

A.1 はい。契約者がすべて決められます。具体的に決まっていなくても担当者がご要望等を聴き取ります。また、人生あんしん事業に協力している葬儀会社と家財処分業者の一覧も準備しています。

3. 契約までの流れについて

Q.1 窓口に行けない場合はどうしたらよいですか。

A.1 ご来所することが難しい場合は担当者が自宅などに伺うことも可能です。

Q.2 申し込む際に準備する必要書類はありますか。

A.2 申し込みの際に準備していただく書類はありません。まずはお気軽にご相談ください。

Q.3 契約までに費用はかかりますか。

A.3 契約までに費用をいただくことはありません。相談料は無料です。ただし、公正証書遺言作成などの場合は費用が発生します。詳しくは担当者へお尋ねください。

4. 契約後について

Q.1 契約後、市外に転居することになりました。引き続き、人生あんしん事業の利用を続けられますか。

A.1 対象者は市内在住の方に限ります。市外へ転居（施設も含む）された場合は、解約となります。

Q.2 契約後に認知症になった場合はどうなりますか。

A.2 契約後に認知症になっても解約にはなりません。ご安心ください。契約後は2週間に1回の電話、3か月に1回の訪問により状況を確認させていただきます。普段の関わりの中で気になることがあれば関係機関等へつないだり、地域の福祉活動を紹介したりできます。市社協が実施している日常生活自立支援事業や、成年後見制度の相談窓口も紹介できます。

Q.3 契約で決めた内容を途中で変えられますか。

A.3 ご契約者の要望等に応じて変更することは可能です。

5. その他

Q.1 人生あんしん事業の契約をすると、社協が入院時や施設入所時の保証人になってもらえますか。

A.1 保証人にはなれません。ただし、緊急連絡先になることは可能です。